

森林認証・木材ラベリングの国際的動向と 国内の動きについて

柱本 修¹⁾・林 健二²⁾

はじめに

近年、森林認証・木材ラベリングへの国際的な関心が高まっており、FSC や ISO といった国際的な認証制度に加えて、各国独自の取組みも進んでいる。本稿では、認証・ラベリングの国際的な動向と国内の動きについて紹介する。

1. 森林認証・木材ラベリングの国際的動向

(1) FSC (Forest Stewardship Council)

FSC により認定された認証機関が認証した森林面積は、2000 年 3 月現在で 32 か国、1,700 万 ha に達している。認証された森林の面積を国別にみると、英国等環境保全に敏感な西欧を主な市場とするスウェーデンがいち早く取り組み 900 万 ha と最も大きく、ポーランド、米国が続いている。英国では 86 万 ha と森林面積の 3 割以上に達している。FSC では近年、小規模所有者に対応するためグループ認証のガイドラインを作成した。

(2) ISO 14001 環境マネジメントシステム

近年、森林経営分野で ISO 14001 の取得が、スウェーデン、カナダ、米国等の大企業を中心に増加してきており、延べ 1,200 万 ha 以上に及ぶ森林経営が ISO を取得しているといわれている。1998 年に採択された技術報告書では、環境改善のための目標設定において国際的な持続可能な森林経営の基準・指標を適用することを奨励している。また、グループ認証も認めるなど小規模所有者にも配慮したものとなっている。

(3) 米国 AFPA の取組

HASHIRAMOTO, Osamu & HAYASHI, Kenji : Progress of Forest Certification and Timber Labeling

¹⁾ 林野庁計画課海外林業協力室, ²⁾ 林野庁計画課

全米林産物・紙製品協会 (AFPA) は 1994 年に持続可能な森林経営イニシアティブ (SFI) という経営規範を定め、会員に実施を求めている。SFI は、経営ガイドライン、木材調達のガイドライン、公表・報告等のガイドライン等から構成されている。現在 AFPA に加盟する 130 社以上の企業が SFI に取り組むことを公約しており、既に多くの企業が認証されている。その中には 1 企業あたり 100 万 ha を越える認証の事例もみられる。最近では、SFI の実施状況を客観的に示すため、第三者機関による認証審査を受けている企業もみられる。

(4) カナダ規格協会 (CSA) の森林認証規格

1996 年カナダ規格協会 (CSA) は ISO 14000 に基づく森林認証規格（持続可能な森林経営システム）を発効した。本規格の認証基準は、モントリオールプロセスの基準・指標を参考に作成された 6 基準と CSA が定めた 21 の重要事項が基本となっており、森林経営の評価にあたっては、さらに政府が作成した 83 指標が活用される。森林の 9 割以上が公有地というカナダの状況を反映し、住民参加にも配慮した認証基準となっている。1999 年にはウェアハウザー社（旧マクミラン社）が初めて本規格の認証を取得した。

(5) フィンランドの森林認証規格

フィンランドでは 1997 年に、森林経営を評価する 37 の基準とガイドラインから構成される認証規格が策定された。フィンランドには小規模な森林所有者が多いため、本規格はグループ認証の手続きを有している。また、小規模所有者に配慮するため、森林の所有規模に応じて、①地域森林センター管轄区域 (100~200 万 ha 程度)、②森林経営組合単位 (1~5 万 ha 程度)、③個人あるいは数件の所有者の、3 通りの認証基準を設けている。認証の取得は 1999 年から始まっており、取得が本格的に進展している。

(6) 英国の森林認証制度

英国では、森林所有者、産業界と環境 NGO が中心となり、林業委員会支援の下、1999 年に森林認証規格を開発した。本規格は FSC とヘルシンキプロセスのガイドラインを考慮に入れて作成されており、加えて最近、FSC の英国の基準としても認定された。また小規模経営者に配慮するため、グループ認証や資源管理者の認証なども取り入れているほか、認証基準についても、1,000 ha 以上の規模及び大企業、100~1,000 ha の中規模、100 ha 以下の小規模の、3 通りの適用方法を設けている。

(7) 欧ヨーロッパ森林認証制度 (PEFC)

1998 年から FSC を支持しないドイツ、フランス、フィンランド等の森林所

有者等のイニシアティブにより各国の森林認証制度の相互承認を促進する枠組み作りが進められ、1999年にPEFCが発足した。本制度は、ヘルシンキプロセスのSFMの基準・指標と事業レベルのガイドラインを基本的な枠組みとし、監査と認証の手続き、流通段階での確認などについて各国の認証制度が満たすべき最小限の要求事項を定めることとなっている。

(8) インドネシアの森林認証規格

インドネシアでは1994年にエコラベル協会（LEI）が設立され、ITTOの基準・指標やFSCの原則・基準を参考にして、1997年「持続可能な森林経営のためのエコラベル認証プログラム」が開発された。本規格は、認証基準、意志決定手続き、流通過程の確認等を定めており、基準・指標は、経営の各側面について、生産機能の持続性、生態・環境機能の持続性、社会・文化機能の持続性を評価するよう構成されている。最近ではFSCの認証機関との協力も進めている。

(9) マレーシアの森林認証の取組

マレーシアではITTOの基準・指標を活用し、1994年に国家レベルの基準・指標を定めた。最近では、一次産業省、森林局、木材産業協議会、森林研究機関、大学、NGO等により構成される国家木材認証協議会（NTCC、元ITTO事務局長フリーザイラー氏が議長に就任）が中心となり、森林認証制度の開発に取り組んでいる。またオランダの協力により木材認証の試験的事業が実施されており、基準・指標に基づいて第三者機関（SGS）が認証した木材がオランダへ輸出されている。

(10) 市場への影響と国際的な議論

認証・ラベリングが市場に定着するかどうかは購買者の関心如何によるが、現在のところ環境に关心の高い欧州市場においても認証された木材の価格プレミアムが確保されるかどうか明らかではない。これまで森林認証は、環境保護団体等の批判を受けてきたカナダや北欧等の木材輸出国がイメージを改善し市場確保するために進めてきた面が大きいといえるであろう。現在の森林認証の取組が今後木材市場にどの程度影響を及ぼすか評価するにはまだ数年を要すると考えられる。

国際的な動向としてもう一つの重要な点は、近年小規模森林所有者の多い欧洲において取組が進むなど、多様な認証基準が発展していることである。国際的な持続可能な森林経営の概念は、国や広大な地域を対象としており、また最低限の要求事項を定めていないため、個別経営においてどのような姿を意味す

るのか不明確な面があった。しかし現在、様々な土地所有形態、経営形態、森林区分に適応した認証基準が各国で発展しており、今後、認証取得者のPRを通じてこれらが持続可能な森林経営として定着していくことも想定される。このような中、本年2月に終了した国連の政府間森林フォーラム（IFF）においては、多様な森林認証制度の国際的な比較や同等性を維持すること、実施における透明性を確保することなどが議論された。

2. 森林認証・木材ラベリングに関する国内の動き

(1) 国内における森林認証への取組

近年、欧米の木材輸出国を中心に、環境問題等に敏感な消費者にアピールして市場の確保を目指す等、企業の販売戦略とも結びついて、森林認証を取得するインセンティブが働いており、特にここ1~2年は様々な動きが見られるところである。

これに対し、我が国においては、個別の林業経営体が環境面から批判を受けるような伐採を広く行っているような状況ではなく、かつ、零細な森林所有が大半であることから、個別の森林所有者には認証取得による利益は実感しにくいこと、木材輸入国であることから木材関連業界においても経営戦略として木材ラベリングを用いるべき積極的な意義を見出し難いこと等から、森林認証・木材ラベリングの取組が広く進展するような状況とはなっていない。

しかし、森林経営における環境への取組姿勢を、一定の客観的な基準に照らして明らかにしていくといった観点から、1999年以降、国内でも森林認証を取得する具体的な動きが見られるようになってきている。

(2) ISO 14001 の森林経営分野への適用

環境に対する国民の意識の高まりに伴って環境マネジメントシステムの国際規格であるISO 14001の認証を取得する動きが様々な分野で広がっており、国内での取得実績は1,542件（1999年1月現在）に達している。このうち、木材を扱う分野についてみると、住宅、紙・パルプ、建材メーカーなどで既に認証の取得が進んでいる。

一方、森林経営分野についてみると、従来は、国際的にも認証を取得する動きはあまりなかったが、1998年12月、「森林経営組織がISO 14001を適用する際の参考資料（ISO 14061）」がISOから発行され、これ以後、米国やカナダを中心として認証を取得する動きが活発化している。

しかし、ISO 14001は、目標を達成するための組織のあり方、文書化等の実施

方法、監査方法等について規格化されており、企業等が環境に配慮した経営を継続的に行う体制を作ることを求めていていることから、国内の林業経営の大半を占める小規模森林所有者には対応が困難なものとなっている。このため、1999年7月に、約4万haの山林を所有経営し、建材、住宅部門を持つ会社が、森林経営分野としては国内初の認証を取得したほかは、これまでのところ、ほとんど動きは見られない。

なお、この会社では、ISO 14001が規格として発効した当初から、社内にプロジェクトチームを発足させ、まずは住宅部門から認証取得に向けた取組を開始しており、環境マネジメントシステムの構築やシステムの運用体制の検討に当たっては、社外専門家の指導を受け、重大な環境側面（環境に影響を与える企業活動等）を特定し、環境管理マニュアル等の多くの規程類を規格に基づき整備している。マニュアル類は極力既存のマニュアル、規程類を規格に合うように修正し活用するよう努力したが、それでも文書類の整備に多くの時間と労力が必要であった模様である。

(3) FSCの認証取得へ向けた動き

FSCの認証は、森林の状態そのものも評価の対象としているほか、認証を取得した森林経営により生産される木材や、その木材を使用した製品にFSCのロゴマークが入ったラベルを貼付することを許可するCoC（Chain of Custody）認証を実施していることなどが特徴となっている。

森林分野のみの認証であることから、ISO 14001と比較して、一般の認知度は低いと考えられるが、近年、環境NGOのWWFジャパンが国内各地でワークショップを開催するなど普及啓発に努めており、2000年2月に三重県で1,070haの山林を所有経営している林家が国内で初めて認証を取得したほか、高知県内の森林組合が、地域の森林所有者から管理等を受託した森林について、グループ認証（費用や事務の負担の面で単独では認証を受けることが難しい中小規模の林家等が、共同して認証を受ける形式）の取得を目指して申請を行うなど、具体的な動きがみられるようになってきている。

しかし、現在のところ、FSCに認定された認証機関は欧米の7機関のみであり、国内には認証機関がないほか、我が国に適用するための国別基準も作成されていないこと、また、グループ認証を受けるとしても、零細な森林所有者を束ね、グループ全体を統括する責任者とその責任の範囲を明確にするなどの体制を確立しなければならないこと等から、本格的な普及に必要な条件は十分に整っていない状況である。

このため、我が国初のFSCの認証を受けた三重県の林家においては、英語での資料作成や審査員の米国からの旅費等の負担が必要となった。また、評価基準については、認証機関及び国内の専門家からなる審査チームのメンバーと林家との詳細にわたる議論により整理された。

一方、認証に必要とされている森林管理計画等の文書類の整備については、内容のしっかりしたものであれば、従来からのものをそのまま活用することも可能とのことである。なお、この林家は、認証の申請に合わせ、育林作業等について見直しを行った結果、大幅な合理化を達成することができ、森林認証の取得に取り組む効用の1つとして、コスト意識の徹底により慣習的施業を見直すよいきっかけになるということを挙げている。

(4) 今後の森林認証の動向

我が国における森林認証・木材ラベリングの取組は、現在のところ、林業・木材産業全体からみればごく一部で行われているだけである。また、一般の消費者も木材を直接購入する機会が少ないとから、こうした取組にあまり関心を持つに至っていない状況であると思われる。

このため、国内において森林認証・木材ラベリングを推進するための条件整備に向けた動きは必ずしも活発ではなく、FSCの森林認証における我が国の基準を作成する動きも、また、我が国独自の認証制度を立ち上げる動きもあまりみられない。

しかしながら、国際的には、木材輸出国を中心に各国において、ISO14001やFSCだけでなく、独自の認証制度の開発も含め、多様な認証基準が発展していることから、それらの認証を受けた企業等が生産した木材の比率が今後急激に増加する可能性がある。その場合、我が国においても、輸入を通じて、このような木材がある程度まとまった量で流通することにより、森林認証に対する消費者の関心が高まり、又は、大手住宅メーカー等がこのような木材を求めてくる可能性もあること等に留意する必要があろう。